

豊川市グリーン購入推進指針

地球環境問題が顕在化するなかで、持続可能な社会をどのように実現するかが世界共通の課題となっており、その実現に向け、事業者及び市民がそれぞれの立場で積極的に行動する責務を負っている。

豊川市は、行政として地球環境問題の解決を図る責務を負うと同時に、事業者、消費者としても環境に配慮して行動する責務を負っており、自らの事業活動や消費活動が環境に対して負荷を与えていることを深く認識し、常日頃の行政執行において環境負荷の低減に努めることが求められている。

具体的には、環境に配慮した製品を優先して購入するなど、環境に配慮した行動をとるとともに、市民や事業者などの自主的な環境配慮行動を促すことも期待されている。このため、ここに豊川市グリーン購入推進指針を定め実行する。

1 目的

この指針は、豊川市(以下「市」という。)が市民及び事業者に率先して環境に配慮した製品を優先的に調達することにより、市の事業活動に伴って発生する環境負荷の低減を図るとともに、環境と調和した地域社会の形成に資することを目的とする。

2 環境に配慮した製品

この指針において「環境に配慮した製品」とは、その製品の生産、流通、消費及び廃棄の各段階を通じて与える環境負荷が、他の同様の製品と比較して相対的に低い製品をいう。

3 基本方針

市が物品を調達する際は、環境に配慮した製品の選択を基本とし、次の要件を考慮する。また物品の発注にあたっては、その必要性を吟味するとともに、予算措置状況等を考慮し、適正な量の発注に努める。

- (1) 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- (2) 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- (3) 資源が持続可能な方法で採取され、有効利用されていること。
- (4) 長期使用できること。
- (5) 再使用、再生使用ができること。
- (6) 再生された素材や再使用された部品を多く使用していること。
- (7) 廃棄するとき、処理、処分が容易なこと。

4 物品判断基準

環境に配慮した製品の具体的な判断は次により行う。

- (1) 別表1基準一覧表によるもの。
- (2) 別表2に例示した第三者機関の認定環境ラベルを取得したもの。
- (3) その他、3基本方針の趣旨に沿った製品等。

5 進捗状況の管理

契約検査課長は、契約管理システムによりグリーン購入実績の把握に努める。

6 環境に配慮した物品に関する情報の収集と提供

契約検査課長は、各課の利用に供するため、環境に配慮した物品に関する情報の収集に努める。

7 適用範囲

本指針は、原則として本市の全ての組織に適用するものとし、「豊川市役所環境率先行動計画」との関連を図りつつ全庁的に推進するものとする。

8 購入推進指針の見直し

本指針は、社会情勢の変化、技術の進歩等に合わせて適宜見直しを行うものとする。

9 実施時期

この指針は平成14年12月1日から実施する。

この指針は平成24年2月1日から実施する。

この指針は平成28年4月1日から実施する。

別表 1

基準一覧表

分類	品目	判断基準
紙類	コピー用紙 フォーム用紙	<ul style="list-style-type: none"> ○コピー用紙は、古紙配合率 100%かつ白色度 70%程度以下であること。 ○フォーム用紙は、古紙配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下であること。 ○表面塗工の度合いが少ないこと。 ○リサイクルしにくい加工がないこと。
	印刷用紙	<ul style="list-style-type: none"> ○古紙配合率 70%以上であること。 ○非塗工印刷用紙は、白色度 70%程度以下であること。 ○表面塗工の度合いが少ないこと。 ○リサイクルしにくい加工がないこと。
	トイレットペーパー	<ul style="list-style-type: none"> ○古紙配合率 100%であること。 ○白色度が低いこと。 ○芯なしタイプであること。 ○シングル巻きであること。
	納入印刷物	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷用紙に係る判断の基準を満たす印刷用紙を使用すること。
文具類（共通）		<ul style="list-style-type: none"> ○プラスチック素材には、再生プラスチックが使用されていること。 ○木質素材には、間伐材などの木材が使用されていること。 ○紙素材の古紙配合率は 50%以上であること。 ○再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように分離・分別の工夫がなされていること。 ○消耗品が交換できること。 ○リサイクルしにくい加工がないこと。
事務用品類	机、いす 棚、収納用什器 ローパーティション 掲示板、黒板 ホワイトボード	<ul style="list-style-type: none"> ○金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ・プラスチック素材には、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されている。 ・木質素材には、間伐材などの木材が使用されている。また、材料からのホルムアルデヒドの放出量は1.5mg/㎡以下である。 ・紙素材の古紙配合率は 50%以上である。 ○リサイクル設計がなされていること。
OA機器	コンピュータ ディスプレイ プリンタ、FAX プリンタ/FAX 兼用機 複写機、スキャナ	<ul style="list-style-type: none"> ○国際エネルギースターマーク付きであること。 ○リサイクル設計がなされていること。 ○トナーカートリッジは回収・リサイクルされること。
家電製品	エアコン 電気冷蔵庫 電気冷凍庫 テレビ受像機	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネラベリング制度における「省エネ基準達成率」の表示が 100%以上の製品であること。
照明	蛍光灯照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ○高周波点灯専用型 (Hf) であること、又は、省エネラベリング制度における「省エネ基準達成率」の表示が 100%以上の製品であること。
繊維製品	制服、作業服 作業用手袋 カーテン、毛布 カーペット	<ul style="list-style-type: none"> ○再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で 10%以上使用されていること。
自動車		<ul style="list-style-type: none"> ○次のいずれかであること。 ・低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車又はハイブリッド自動車） ・低燃費車（「低排出ガス車認定実施要領（平成12年3月13日運輸省告示第103号）」の基準に適合し、かつ、「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成11年3月31日通商産業省・運輸省告示第2号）」又は「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成11年3月31日通商産業省・運輸省告示第3号）」を満たす自動車）

別表 2

主な環境ラベル

名称及びマーク	マークの趣旨等	選定者
エコマーク 	製造・使用・廃棄に伴う環境への負荷が少ない商品や、環境改善効果のある商品につけられるもの。	(財) 日本環境協会 エコマーク事務局
グリーンマーク 	古紙利用した製品に表示されるもので原則として古紙を 40%以上利用して作られていることが基準となる。	(財) 古紙再生促進センター グリーンマーク実行委員会事務局
Rマーク 	紙製品や印刷物等で再生紙を使用しているものにつけられる。古紙配合率を数字で表す。	(社) 全国都市清掃会議 ごみ減量化推進国民会議
PETボトル再生利用マーク 	(財) 日本容器包装リサイクル協会 で再商品化したPETボトル再生フレーク又はペレットが 25%以上原料として使用された商品につけられるもの。	PETボトルリサイクル協議会
牛乳パック再利用マーク 	回収した牛乳パックを原料としている商品につけられるもの。	全国牛乳パックの再利用を考える連絡会
国際エネルギースターロゴ 	日米政府の相互承認のもとにOA機器を対象に定められた省エネ基準をクリアした製品につけられるもの。	経済産業省及び(財)省エネルギーセンター